

静岡県選挙管理委員会告示第19号

平成31年4月7日執行の浜松市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、本委員会は次のとおり裁決した。

令和元年8月30日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二
裁 決 書

東京都国分寺市東元町四丁目3番10号

審査申立人 笠原一郎

東京都調布市入間町2丁目29番地22

審査申立人 平原行人

東京都立川市柴崎町2丁目10番18号

審査申立人 伊藤国治

横浜市港北区新吉田東六丁目42番16号

審査申立人 堀川清美

上記審査申立人4名から令和元年6月24日付けで提起された平成31年4月7日執行の浜松市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、本委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

審査申立人笠原一郎、平原行人、伊藤国治、堀川清美による本件審査の申立てを却下する。

審査申立人の審査申立ての要旨

審査申立人4名（以下「申立人ら」という。）は、平成31年4月7日執行の浜松市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、浜松市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたが、令和元年6月3日、市委員会は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第206条第1項の規定による異議の申出ができるのは、「選挙人又は公職の候補者」に限られており、選挙人は本件選挙の選挙権を有する者である必要があるところ、申立人らは、いずれも本件選挙の選挙権を有せず、また、本件選挙の候補者でもないため、同項の規定に該当しないのは明らかであり、不適法なものとして却下するとの決定（以下「原決定」という。）をした。申立人らは、原決定を不服として、本委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人の当選を無効とする裁決を求める審査の申立てを行ったもので、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙の選挙区以外の選挙人にも公明正大な選挙を求めるための異議申出の資格が認められるべきであり、これを認めないのは、憲法第32条の裁判を受ける権利に違反する。
- 2 民間メーカーのバーコードを用いたシステムによる集計は、全国で多くの誤作動が発生しており、選挙管理委員会はこれに対してなんら有効な確認を行っていない。
- 3 他の選挙の事例において期日前投票箱の中身のすり替えが疑われる事例が発生しており、本件選挙においても、何者かが期日前投票箱の中身をすり替えている疑いがある。
- 4 以上より、本件選挙は憲法前文、第11条、第14条、第15条、第31条、第98条及び第99条に違反している。

裁 決 の 理 由

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選の効力に関する不服申立てについては、公職選挙法第206条第1項が、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、まず異議を申し出ることができる旨規定し、同条第2項は、第1項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議の申出がなされたことを前提に、その決定に「不服がある者」に限って、当該都道府県の選挙管理委員会に対し、さらに審査を申し立てることができる旨規定している。したがって、同条第2項によって審査を申し立てることができるところの「その決定に不服がある者」とは、「当該選挙における当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」でなければならない。そして、ここでいう「選挙人又は公職の候補者」とは、同条項が地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選の効力に関する不服申立ての制度を設けた趣旨が、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果に不服を申し立てる途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期することにあることからすれば、当該選挙区に所属する選挙人又は当該選挙に係る公職の候補者に限られるものと解するのが相当である（最高裁判所大法廷昭和39年2月26日判決・民集18巻2号353頁参照）。

これを本申立ての事案についてみると、本委員会の調査の結果によれば、申立人らについては、本件選挙の選挙区に所属する選挙人であったという事実も、本件選挙に係る公職の候補者であったという事実も、いずれもこれを認めることができない。

なお、申立人らは、申立人らのような当該選挙区以外の選挙区に所属する選挙人にも公職選挙法第206条の異議の申出ないし審査の申立ての適格を認めるべきであって、これを認めないのは、憲法第32条の裁判を受ける権利に違反する旨の主張をしているが、その主張は、申立人ら自身の具体的権利義務に影響のない事項について裁判を受ける権利を云々するものであり、そのような具体的権利義務には直接関係のない事項については、特別の規定のない限り裁判を受ける権利を認めなくとも憲法第32条に違反しないと解するのが相当であり、この点は既に確立した判例となっている（上記最高裁判所大法廷判決参照）。したがって、申立人らの上記主張は理由がない。

以上により、申立人らによる本件審査の申立ては不適法である。

よって、本委員会は主文のとおり裁決する。

令和元年8月29日

静岡県選挙管理委員会委員長 立 石 健 二